

# 令和3年2月実施 中小企業診断士実務補習のご案内

実務補習は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」第1条第1項第2号イの規定に基づき、実施します。

中小企業診断士第2次試験合格者の方は、合格後3年以内に、実務補習を15日以上受けるか、実務に15日以上従事することにより、中小企業診断士としての登録の申請を行うことができます（詳しくは、この「実務補習案内」の「参考資料」をご参照下さい。）。

この「実務補習案内」は、当協会が実施する実務補習についてのご案内です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するお知らせを次ページに記載しています。お申込みにあたっては、ご了承いただいたうえお申込み下さい。

## 受講申込みから実務補習までの概略

### インターネットによる申込受付

当協会 Web サイト掲載の申込フォームにて受講申込み後、受講手数料払込の手続きを行う。

①申込フォームにて受講申込み

Web サイト：<https://www.j-smeca.jp/>

公開期間：

令和2年12月22日（火）  
午前10時00分～  
令和3年1月12日（火）  
午後5時00分

②令和3年1月12日（火）までに受講手数料を指定口座に払い込む。

### 郵送による申込受付

当協会 Web サイト掲載の申込書をダウンロードする。

申込手続き期間内に①および②の申込手続きを行う。

申込手続き期間：

令和2年12月22日（火）～  
令和3年1月12日（火）  
（期間内必着）

①受講手数料を指定口座に払い込む。

②申込書類を当協会へ郵送する。

受講心得、テキストを受け取る。（1月下旬頃に当協会から送付予定）

実施期間に実務補習を受講する。

実施期間は、「Ⅱ 実施期間および実施地区、募集定員、実施方法等」をご参照下さい。

経済産業大臣登録実務補習機関  
一般社団法人 中小企業診断協会

 **SMECA** *Japan Small and  
Medium Enterprise  
Management Consultant Association*

# 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する お願いと対策について

## 1. お願いについて



### (1) 受講の自粛

発熱または風邪の諸症状のある方、実務補習開始日の過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触となる可能性がある方などは、実務補習の受講を控えていただきますようお願いいたします。

また、実務補習受講中に新型コロナウイルスに感染された方または濃厚接触者となった方は直ちに受講を取り止めていただきます。



### (2) マスクの着用

集合により作業等を行う際は、感染拡大防止のためマスクをご着用いただき、手洗い、咳エチケットを徹底していただきますようお願いいたします。  
なお、マスクの着用が出来ない方の受講は認めません。



### (3) 検温

実務補習実施日は、朝、ご自宅等で検温を行っていただきますようお願いいたします。

検温の結果、37.5℃以上の発熱がある場合は、受講を取り止めていただきます。

## 2. 対策について



### (1) 消毒液の配置

実務補習の作業会場には、手指の消毒液を配置いたします。

なお、ご自身で除菌のウェットティッシュ等をご持参いただいても構いません。



### (2) 会場の換気

実務補習の作業会場は、換気のため適宜、窓やドアを開放します。

## I 受講資格

令2年度、令和元年度、平成30年度のいずれかの年に中小企業診断士第2次試験に合格され、中小企業診断士の登録を受けていない方。（第2次試験合格の有効期間は3年間です。）ただし、中小企業診断士の登録申請中の方および実務補習実施までに登録申請される予定のある方は除きます。

## II 実施地区および実施期間、募集定員、実施方法等

### 1. 実施地区および実施期間、募集定員

地区	コース	実施期間	募集定員
札幌	15日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月) 2月19日(金)・20日(土)・27日(土)・28日(日)・3月1日(月) 3月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	5名(1名)
	5日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	10名(2名)
仙台	15日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月) 2月19日(金)・20日(土)・27日(土)・28日(日)・3月1日(月) 3月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	10名(2名)
	5日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	20名(3名)
東京	15日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月) 2月19日(金)・20日(土)・27日(土)・28日(日)・3月1日(月) 3月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	140名(5名)
	5日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	260名(5名)
名古屋	15日間コース	令和3年 2月4日(木)・5日(金)・13日(土)・14日(日)・15日(月) 2月18日(木)・19日(金)・27日(土)・28日(日)・3月1日(月) 3月4日(木)・5日(金)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	20名(3名)
	5日間コース	令和3年 2月4日(木)・5日(金)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	35名(3名)
大阪	15日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月) 2月19日(金)・20日(土)・27日(土)・28日(日)・3月1日(月) 3月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	70名(3名)
	5日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	75名(3名)
広島	15日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月) 2月19日(金)・20日(土)・27日(土)・28日(日)・3月1日(月) 3月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	10名(2名)
	5日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	20名(3名)
福岡	15日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月) 2月19日(金)・20日(土)・27日(土)・28日(日)・3月1日(月) 3月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	15名(3名)
	5日間コース	令和3年 2月5日(金)・6日(土)・13日(土)・14日(日)・15日(月)	35名(3名)

※（ ）内の人数は、募集定員のうち郵送による申込受付人数

### 2. 募集定員等に関する注意事項

#### (1) 受付は先着順とします。

なお、「郵送による受付」で、空き人数を超える申込書が同時に到着した場合は、抽選とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

#### (2) 受付期間最終日より前に募集定員に達した場合は、当協会 Web サイトにてお知らせします。

#### (3) 万が一、定員漏れとなった場合は、1月19日（火）までに該当の方へ連絡いたします。

### 【日程に関するよくある質問 (FAQ)】

Q：1企業につき5日間すべてを休日（土曜日・日曜日・祝日）で実施することはできませんか？

A：5日間の日程の中には、企業に対するヒアリングや報告会の日程も含まれています。5日間の日程すべてを休日で実施すると、企業の休業日と重なり、ヒアリングや報告会が実施できなくなりますので、平日を含む5日間で実施しています。

### 3. 実施方法等

#### (1) 実施方法

受講者6名以内でグループを編成し、指導員の指導のもと、実際に企業等に対する経営診断・助言を行います。

#### (2) 概略

標準的な全体の概略は次のとおりです。

1 企業当たりの日程	主 な 内 容
実施4～5日前	指導員からメールにて、企業概要の提示や事前準備作業の指示を行います。
第1日目	グループ別打合せ、企業等の訪問・調査、資料分析など
第2日目	企業等の訪問・調査、資料分析など
自主学习	受講者・指導員間でメールにて、経営課題の抽出や診断報告書の作成準備を行います。
第3日目・第4日目	全体調整、診断報告書の作成
第5日目	企業等への報告会など

最終日に「実務補習修了証書」をお渡しします。

なお、実施期間中の研修時間は原則午前9時00分～午後5時00分としていますが、診断先の事情、作業の進捗状況などにより研修時間が異なる場合がありますことをあらかじめご承知下さい。

## Ⅲ 受講申込手続き期間

インターネットによる受付：令和2年12月22日(火)午前10時00分～令和3年1月12日(火)午後5時00分  
郵送による受付：令和2年12月22日(火)～令和3年1月12日(火)(期間内必着)

#### 【受付に関するよくある質問 (FAQ)】

Q：過去に5日間コースを1回受講し、残り10日間の受講が必要です。2月実施分に10日間コースはないのですか？

A：10日間コースの設定はありませんので、2月および夏期(7月・8月・9月)実施分から5日間コース2回の受講をお願いします。

Q：5日間の日程のうち1日だけ受講できない日がありますが、この場合でも修了は認められますか？

A：5日間すべて受講できない場合は、修了は認められません。あらかじめ受講できない日が分かっている場合は、5日間すべて受講できるコースで受講して下さい。

なお、受講途中で受講できなくなった場合でも修了は認められませんので、あらかじめご了承下さい。

## Ⅳ 受講手数料

	テキストをお持ちの方	テキストをお持ちではない方
15日間コースを受講する場合		163,600円(税込み)
5日間コースを受講する場合	54,300円(税込み)	55,000円(税込み)

**受講手数料送金の際は、受講申込みされたお名前と同じお名前でご送金下さい。受講申込みされたお名前以外でご送金されますと、受講料入金の確認ができませんのでご注意下さい。**

また、領収書は、金融機関が発行する「振替払込請求書兼受領証」「送金明細書」等で代えさせていただきますので、大切に保管して下さい。なお、「領収書」の発行は行いませんので、あらかじめご了承下さい。

#### 【受講手数料に関するよくある質問 (FAQ)】

Q：受講料を勤務先名で送金することは可能ですか？

A：受講申込みされたお名前以外で送金されますと受講料入金の確認ができませんので、受講料の送金は、必ず受講申込みされたお名前でご送金下さいませますようお願いいたします。なお、受講申込みされたお名前以外での送金を希望される場合は、受講料送金前に電話にてご相談下さい。

## Ⅴ 受講申込手続き上の注意事項

1. 受講手数料の送金額不足など不備がないようにご確認のうえ、お手続き下さい。
2. 受講申込みの際にご提供いただいた個人情報、グループの組み合わせなど実務補習で使用させていただきますので、あらかじめご了承下さい。なお、ご提供いただいた個人情報は、実務補習ならびに当協会活動のご案内の目的以外使用いたしません。
3. 受講申込みにあたっては、「中小企業診断士実務補習に係る遵守規程」を遵守することに同意のうえ、お申込みください。

〈中小企業診断士実務補習に係わる遵守規程〉

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中小企業診断協会の実施する実務補習に係る、受講生及び指導員（副指導員を含む）が遵守すべき必要事項を定めることを目的とする。

(宣伝)

第2条 実務補習診断先（以下「診断先」という。）に対して良識を疑われるような宣伝を行ってはならない。

(秘密保持)

第3条 実務補習期間中に知り得た診断先の情報等を漏らしてはならない。

2. 指導員（副指導員を含む）は、受講生の個人情報を漏らしてはならない。

(違法行為幫助の禁止)

第4条 実務補習診断先における違法行為又は反社会的行為を幫助するように指導してはならないものとする。

(診断内容等の発表基準)

第5条 診断内容等を外部へ発表する場合には、あらかじめ診断先に対し書面をもって承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第6条 受講生又は指導員（副指導員を含む）が本遵守規程の各条項に違反して診断先に損害を与えた場合は、受講生又は指導員の責任及び負担において、損害の賠償を行うものとする。

4. 申込手続きが完了した方には、受講上の注意事項等を記載した受講心得やテキストを1月下旬頃に一斉に発送する予定です。2月1日（月）を過ぎても到着しない場合は、電話で照会して下さい。

電話：03（3563）0851（代）

5. 住所変更が生じた場合は、当協会実務補習係へ届け出をして下さい。

## Ⅵ 申込方法

当協会 Web サイト（<https://www.j-smeca.jp/>）に掲載されている「令和3年2月実施中小企業診断士実務補習について」の「6. 申込方法 (1) インターネットによる申込み (2) 郵送による申込み」にて、申込方法をご確認のうえ、お申込み下さい。

## Ⅶ 実務補習受講に当たっての主な注意事項

1. 実務補習を受けて中小企業診断士としての登録の申請を行うためには、第2次試験合格後3年以内に15日以上受けることが必要です。

なお、5日間コースの場合は、3回受講することが必要です。

2. 実務補習実施の4～5日前にメールにて担当指導員より企業概要などの提示や事前準備作業の指示がありますので、指導員の指示に従ってご準備下さい。指導員からのメールが届かない場合は、必ず受講地区の都道府県協会に問い合わせして下さい。
3. 実務補習はグループによる短期集中方式で実施しますので、とくに会社等に勤務する方は、あらかじめ所属勤務先と本実務補習参加について十分調整していただきますようお願いいたします。
4. 実務補習受講に当たって、個人的な理由や勤務先の都合で受講時間の変更等を行えませんので、この点もあらかじめご注意下さい。
5. 「中小企業診断士倫理規程」を定めている地区で実務補習を受講する場合は、受講地区の協会が定める「中小企業診断士倫理規程」を遵守していただくことになります。これに反するような行為があった場合は、実務補習の受講を中止していただくことがありますので、あらかじめご留意下さい。
6. 診断報告書の作成等に当たっては、ノートパソコンを使用します。  
ノートパソコンには、ドロップボックスなどのフリーソフトをダウンロードしていただく場合がありますので、ダウンロードが可能なノートパソコンをあらかじめ準備して下さい。
7. その他受講に当たっての注意事項等は、申込受付終了後にお送りするテキストや受講心得を参照して下さい。

## Ⅷ 受講申込後の変更およびキャンセル

### 1. 受講申込後の変更

受講申込後に、受講コースまたは受講地区を変更する場合は、電話にてお早めにご連絡下さい。

電話：03 (3563) 0851 (代)

なお、募集定員に空きがないや実施直前でのご連絡など、変更ができない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

また、次回以降に実施するコースへの変更は出来ません。次回以降に実施するコースへの変更を希望される場合は、今回のお申し込みをキャンセルのうえ、次回以降に実施するコースで再度お申し込み下さい。

### 2. 受講申込後のキャンセル

受講申込後、受講ができなくなった場合は、キャンセル料として次の金額を差し引いて受講料を返金いたしますので、キャンセルされる場合は、電話にてお早めにご連絡下さい。

電話：03 (3563) 0851 (代)

なお、受講料の返金は、2月下旬頃の予定です。

日程区分	キャンセル料
申込締切日（1月12日）まで	キャンセル料なし（全額返金）
申込締切日以降（1月13日）から実施8日前まで（注1）	受講料の 30%（70% 返金）
実施7日前から実施前日まで（注2）	受講料の 50%（50% 返金）
実施当日・開始後・無連絡	受講料の 100%（返金なし）

（注1）名古屋地区：1月27日まで

札幌・仙台・東京・大阪・広島・福岡の5地区：1月28日まで

（注2）名古屋地区：1月28日から2月3日まで

札幌・仙台・東京・大阪・広島・福岡の5地区：1月29日から2月4日まで

## Ⅸ 初日の集合場所等

初日の集合場所・集合時間は、実施の4～5日前に担当指導員から送信されるメールでお知らせします。

## Ⅹ 実務補習に関する問い合わせ先

受講地区	問い合わせ先
札幌地区	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館4階 一般社団法人 中小企業診断協会北海道 実務補習係 TEL：011 (231) 1377
仙台地区	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-11-12-303 一般社団法人 宮城県中小企業診断協会 実務補習係 TEL：022 (262) 8587
東京地区	〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 中小企業会館7階 一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 実務補習係 TEL：03 (5550) 0033
名古屋地区	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル8階 公益社団法人 愛知県中小企業診断士協会 実務補習係 TEL：052 (581) 0924
大阪地区	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階 一般社団法人 大阪府中小企業診断協会 実務補習係 TEL：06 (4792) 8992
広島地区	〒730-0052 広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3階 一般社団法人 広島県中小企業診断協会 実務補習係 TEL：082 (569) 7338
福岡地区	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-25 アバンダント84-203 一般社団法人 福岡県中小企業診断士協会 実務補習係 TEL：092 (710) 7781
受講申込に関する 問い合わせ先	〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル 一般社団法人 中小企業診断協会 実務補習係 TEL：03 (3563) 0851

\*受講申込みについてのお問い合わせは「受講地区」ではお受けしていませんので、「受講申込に関する問い合わせ先」にお問い合わせ下さい。

## XI 令和3年度の実務補習の実施について

令和3年度の実務補習は、令和3年7月・8月・9月（いずれも5日間コース）と令和4年2月（15日間コースと5日間コース）に実施します。

令和3年7月・8月・9月の実施予定地区は次のとおりです。

地区 月	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	福岡
7月	○	○	○	○	○	○	○
8月	×	×	○	○	○	×	×
9月	○	○	○	○	○	○	○

なお、日程の詳細は、令和3年4月に当協会の Web サイト (<https://www.j-smeca.jp/>) に掲載します。

## 〈参考資料〉

中小企業診断士は、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録する資格です。

### 1. 実務従事・実務補習について

経済産業大臣に中小企業診断士として登録を受けるには、登録の申請の日前3年以内に第2次試験に合格し、次の(1)のいずれかの実務に15日以上従事すること、または(2)のいずれかの実務補習を15日以上受講することが必要です。

#### (1) 実務従事

- ① 国、都道府県等、中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う省令の規定に基づく経営の診断・助言業務
- ② 中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う省令の規定に基づく窓口相談などの業務（1日合計5時間以上）
- ③ その他中小企業に関する団体が行う中小企業の経営の診断・助言または窓口相談などの業務であって、①または②と同等以上と認められるもの
- ④ ①～③以外の団体または個人が行う中小企業の経営の診断・助言または窓口相談の業務
- ⑤ 一定の要件を満たす医業または歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）のうち、継続的に収益事業を行っている者の経営の診断・助言または窓口相談等の業務であって、①～④と同等以上と認められるもの
- ⑥ 中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務であって、①～④と同等以上と認められるもの

#### (2) 実務補習

- ① 登録実務補習機関が行う実務補習
- ② 中小企業基盤整備機構、都道府県等中小企業支援センターが行う実務補習他

### 2. 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について

- (1) 登録の有効期間：5年間。5年ごとに登録を更新します。
- (2) 更新の要件：登録を更新するためには、登録有効期間内に、以下の①、②の両方を満たす必要があります。
  - ① 「知識の補充」に関する要件  
登録有効期間内に次のいずれかを5回以上行うこと。
    - 1) 理論政策更新研修等（理論政策更新研修機関が行う理論政策更新研修または中小企業基盤整備機構が行う理論政策研修を修了したこと。）
    - 2) 論文審査（理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する論文の審査に合格したこと。）
    - 3) 研修の指導（1）の理論政策更新研修について、その1回の日程を通じて指導を行ったこと。）
  - ② 「実務の従事」に関する要件  
登録有効期間内に次のいずれかを行い、合計30日（1日1点）以上とすること。
    - 1) 実務従事（1. (1) ①～⑥参照）
    - 2) 実務補習の受講
    - 3) 実務補習の指導

### 3. 中小企業診断士の休止について

当面中小企業に対する経営診断の実務に従事する機会がない場合について、登録有効期間内に休止を申請することで、休止申請日の翌月1日から15年を限度に登録有効期間を延長することができます。

なお、登録を再開するには、申請の日前3年以内に、次の(1)、(2)の両方を満たす必要があります。

- (1) 知識の補充として更新研修を5回受講する。
- (2) 試験合格者と同様に実務又は実務補習に15日以上従事又は受講する。

### 4. 中小企業診断士の登録の拒否について

次のいずれかに該当する場合は、中小企業診断士の登録を受けることができません。

- (1) 未成年者
- (2) 精神の機能の障害により中小企業診断士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 破産者であって復権を得ないもの
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
- (5) 国会職員法、国家公務員法または地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- (6) 弁理士法、公認会計士法、弁護士法、税理士法または技術士法の規定により登録の抹消、取り消し若しくは消除の処分（本人に登録を存続させる意思がないと認められることまたは本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、または業務を禁止された者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- (7) 正当な理由がなく、中小企業診断士の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの
- (8) (1)～(7)に掲げるもののほか、中小企業診断士の信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの
- (9) 「規則」第6条第一項の規定により登録の取り消し処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの

#### 実務補習に関するよくある質問 (FAQ)

Q. 過去に受講した「実務補習修了証書」を紛失しました。再発行できますか？

A. 受講地区の都道府県協会実務補習係へご連絡下さい（「X 実務補習に関する問い合わせ先」参照）。